

上杉教朝と享徳の乱

松 島 周 一

はじめに

享徳三年（一四五四）末、享徳の乱が勃発する。この乱の重要性は早く峰岸純夫氏によって指摘され⁽¹⁾、さらに堀越公方と関東との関係を具体的に捉えられた百瀬今朝雄氏の研究⁽²⁾、乱と鶴岡社との関係から当時の関東の状況を論じられた山田邦明氏の研究⁽³⁾などが積み重ねられ、乱によって生じた東国社会の諸様相が次第に解明されてきた。山田氏は、堀越公方の東下について、その存在と活動が鶴岡八幡宮など既存の権益を持つ者の立場を動揺させ、また関東でそれなりの秩序を作っている諸勢力の関係を混乱させてしまうとの構図を指摘された。小稿での関心からそれを読み換えれば、堀越公方とは自然に成立した存在ではなく、様々な立場の者たちがそれぞれの思惑から積みあげた活動によって、それまでの地域の秩序を揺るがしながら

実体化されていったものということである。

一方、家永違嗣氏によって、乱と幕府政治の関わりを有機的に捉えようとする視角が提示されたことも重要であった⁽⁴⁾。東国の争乱をその地域だけの特殊な事象とするのではなく、中央の幕府政治やその当事者との深い関係の中で展開するものと捉え直し、より豊かな歴史像を構築することが、家永氏の研究をうけた現在の研究水準にあつては当然の要請となつていゝであろう⁽⁵⁾。すなわち幕府政治の展開・混乱と東国の地域秩序の動揺・再編を統一的に展望する視角の錬磨が、現在の室町時代後期における東国史には求められているということである。

そうした先学の驥尾に付して、筆者も堀越公方の奉行人である（同時に幕府の奉行人でもあつた）布施為基を取りあげ、十分ながら幕府と堀越公方の関係の一端を探ろうと試みたことがある⁽⁶⁾（以下、前稿とする）。そのような試みをさらに重ねるための切り口の一つとして、ここでは、為基以上に政知を支える主要な存在であつたと思われる上杉教朝と、その子政憲を

取りあげ、前回とはやや異なる角度から堀越公方をめぐる状況を考えてみたい。この父子を取りあげる理由は、彼らがおそらく為基と並び、あるいはそれ以上に、幕府と東国の諸勢力の間で堀越公方が置かれていた立場の矛盾と苦境を、その身に体現していたと思われるからである。この人物を見ていく時、最も拠るべき成果は湯山学氏の研究であろう⁷⁾。湯山氏の着実な論考によって、多くの事実が照明が当てられ、中世関東の歴史を語るための基礎が固められてきたことは贅言するまでもないことである。上杉教朝という、決して著名でもなく、華々しい活躍の足跡を残したともいえないであろう人物についても、たとえば筆者が一定の知見を得ることができるのは、湯山氏による史料の発掘と整理がなされてきたことの恩恵に他ならない。小稿は山田氏や家永氏、湯山氏によって明らかにされた成果や、磨かれてきた研究の視角などに学びながら、堀越公方の下にあった時期の上杉教朝父子について、いくつかの事実の確認や整理を筆者なりに行なおうとするものである。

一、上杉教朝の関東下向

まず、次の史料から話は始まる。

史料 A

本寺者郁芳門院(媯子内親王) 追敵追場、昔六条院也、
…元徳二年(一一三三〇) 庚午九月二十日、内親王崇明門院

〔諱祺子、後宇多院皇女、聖母者永嘉門院〕新賜宝地、広開紺園、…元弘二年(一一三三二)〔今年改元正慶〕前住畊雲原之徒、紹臨奉朝命、就彼地先建報恩精舎、奉安地藏尊容、修薦永嘉門院(瑞子内親王) 仙駕(永嘉諱瑞子、中務卿宗尊親王女、(後) 嵯峨院孫女、後宇多猶子、嘉暦四年八月二十九日升遐、四年者元徳改元也)、崇明割尾州味岡本莊、充永嘉香燈、曆応三年(一一三四〇) 庚辰、僧良悦附味岡新莊、六条万寿与報恩合為一寺、…康正二年(一一四五六) 丙午、上杉礼部扶豪權、奪味岡庄、欲為東征伐資糧、已入其地、一日莊舎四面軍声、箭飛如雨、磔走如雷、礼部顛狂惶怖将自殺、刃已犯膚、左右相救、還刃其救者而死矣、從軍之士開門闕、則寂無人声、礼部急棄其庄而不推自去、烏摩天平神乎、未忘護法之勳者甚驗矣、後世豪強可為鑑戒之、…

寛正五年(一一四六四) 龍集甲申仏歡喜日

住持天佑梵叡謹記⁸⁾

〔 〕は割注。() は筆者注。以下同

これは「京城万寿禅寺記」の一節であるが、享徳の乱が勃発した後の康正二年に、「上杉礼部」が尾張国味岡庄に「欲為東征伐資糧」して乱入したとの記事を載せる。現在の愛知県小牧市域にあった味岡庄は、康和三年(一一〇一)に中宮職からの下文によって平時範が庄司に任じられた史料⁹⁾が初見であり、天皇家領として成立したものと考えられている。史料に見える

ように鎌倉末期には崇明門院によって報恩寺(万寿寺と一つになる)に本庄が寄進され、さらにのちに良悦によって新庄も寄進されたという。では、その地に乱入したと非難されている「上杉礼部」とは誰であったのか。礼部は治部省の唐名であるから、この人物は上杉一族で治部省関係の官職を帯びた者である。且つ康正二年当時の「東征伐」すなわち享徳の乱における足利成氏征討のために、関東へ下向した者でもある。この条件にあてはまる人物比定は、管見の限りこれまで行なわれて来なかったようであるが、これは明確に答えを出すことが出来る作業である。

史料B

南禅寺領遠江国初倉庄代官職事、先度雖被預上杉治部少輔教朝、被返付訖、早如元寺家可被致直務之沙汰之由、所被仰下也、仍執達如件、

康正貳年五月十八日

当寺住持⁽¹⁰⁾

右京大夫(花押)
細川勝元

ここから、康正二年当時、上杉教朝が「治部少輔」であったことが分かる。彼を史料Aにおける「上杉礼部」に比定して、おそらく間違いはないであろう。

ところで、この史料Bについては、もう少し検討が必要である。これは当時の管領である細川勝元が將軍足利義政の意を奉じて出した管領奉書である。対象となっている初倉庄は、駿河との境になる大井川の下流域にあり、正応四年(一二九二)に

禅林禅寺(のちの南禅寺)を建立した龜山上皇が、正安元年(一二九九)に寄進したものである⁽¹¹⁾。その地の代官職をめぐり、ここで何が問題になっていたのか。

まず検討しなければならないのは、この代官職を上杉教朝に「被預」れたのは誰であり、それを南禅寺に「被返付」れたのは誰か、という基本的な点である。もともと単純な理解は、南禅寺が教朝に「被預」れ、それが南禅寺に「被返付」れたとすることである。『被返付』の部分については、管領奉書が教朝に敬語表現を用いることはあり得ないとしても、これを南禅寺に関する受身表現、もしくは返付を受けた南禅寺への敬語表現とすれば、かなり苦しいとしても、不可能な解釈ではないかもしれない。しかし、その場合に問題となるのは、これが上杉教朝と南禅寺の間で完結している出来事であるならば、なぜわざわざ幕府から管領奉書が出されているのか、という点である。

こうした幕府からの指示が出されている背景には、南禅寺による訴えがあったと考えるのが自然である。南禅寺が初倉庄への「直務」支配を追求しながらも、現実にはそれを行なうことが出来ないでいるからこそ、幕府にその回復のための措置をとるよう訴えた。幕府もそれに応えて、この奉書を南禅寺に与えた。この視角からは、史料Bを、教朝と南禅寺の間で完結している事柄についてのものとする事はできないし、何よりも、南禅寺が教朝に対して代官職を「被預」れたとする理解が成立

しなくなるのではないか。南禅寺にとって、教朝の代官職は排除すべき対象であったからである。

従って次に問題となるのは、なぜ、教朝が代官職を帯びたことが「被預」れたと表現されているのか、という点である。領主である南禅寺の意に反して教朝が実力で庄園を占拠し、代官と称しているのであれば、それは「押領」「遠乱」「狼藉」と書かれるのが普通であろう。「被預」れたという表現は、教朝の代官職獲得が一定の正統性の下で行なわれたことを窺わせる。しかし、それが南禅寺によってなされたと考え難いことは前記の通りである。では、教朝に初倉庄の代官職を「被預」れたのは誰か。管領奉書がこうした敬語表現を用いているところから最も単純に想定できるのは、將軍足利義政であろう。以下の史料なども、そうした推測の参考にはなからうか。

南禅寺造営事、任先例、可令奉加旨、被仰出候了、早可致其沙汰之由候也、仍執達如件、

宝徳二

正月卅日

永一祥(花押)
原尾長雄
殿尾長雄
性通(花押)

遠州〔初倉五ヶ郷・新所〕名主沙汰人中⁽¹²⁾

宝徳二年(一四五〇)の幕府奉行人連署奉書である。内容を見ると、南禅寺領の「名主沙汰人」に対して幕府が直接に、南禅寺造営費用の納入を求めるものである。実際には、賦課を納

入しようとする現地に対して業を煮やした南禅寺が、幕府に訴えてこの文書を給付され、これを掲げて現地への説得にあたったのであろう。こうした場合、幕府が当該国の守護や守護代に命じて、遠乱などの停止や賦課の徴収に当たらせる形の奉行奉書がよく見られるのではなからうか。しかし史料Cは、庄園領主が自らの所領に対して負担を求めるといふ庄園組織の内部分の問題に関して、幕府による現地への直接的な口入(少なくとも幕府の権威や威令の発動)がなされているのであり、一般的な事例とは言い難いと思われる⁽¹³⁾。換言すれば、南禅寺側が幕府に頼っていた事情もあろうが、幕府は初倉庄の支配について、他とは異なる関与の実績を有していた訳である。遠江守護代に「南禅寺領遠江国初倉庄并新所郷等六条八幡宮造営料段銭事、為先々免許云々、早可被止催促之由候也」と命じる康正元年(享徳四年・一四五五)七月の幕府奉行人奉書⁽¹⁴⁾なども、そうした事例として捉えることができようか。ここでは南禅寺の主張を容れてであろう、これまで通りに「六条八幡宮造営料段銭」の徴収を免除するよう述べている。この段銭の徴収は、宝徳三年(一四五二)十二月廿九日付の管領奉書で、幕府が「遠江国来年段銭事、早守事書旨、可被致其沙汰之由」を守護斯波義健に命じていたものであり⁽¹⁵⁾、それに沿うて守護方から初倉庄などへの請求がつづいていたのであろう。それに対して、南禅寺は当の幕府を介して守護と交渉しようとし、幕府もそれに応じていたのである。

このような経緯を踏まえれば、領主である南禅寺の意に背く形で初倉庄の代官職を「被預」れることのできる存在として、従前からその地の支配に直接関わってきた（と自認していたであろう）室町幕府、具体的には將軍足利義政を想定することも不自然ではないと思われる。おそらく義政は、一度は初倉庄の代官職を教朝に与えたものの、「直務」を求める南禅寺からの抗議によってであろう、没収して改めて寺家に返還したのではないか。そうした幕府の措置を伝えたものが、史料Bであった。

そうであれば、幕府が教朝に初倉庄代官職を「被預」れたのは史料Bの康正二年五月からさほど遡らない時期であった可能性が高い。南禅寺は教朝が代官になり「直務」が妨げられた段階ですぐに幕府に抗議していたであろうし、史料Bは幕府がそうした南禅寺の要求を受け入れる姿勢であったことを伝えている。初倉庄が「被預」られたあと、南禅寺へ「被返付」るまで、時間はかからなかったであろう。教朝の初倉庄代官補任という幕府の措置は、実際には早々に撤回されていたと思われる。

ではなぜ、康正二年の頃、幕府は教朝に、一時的にせよ南禅寺領である初倉庄を委ねるような措置をとったのか。ほぼ同時期の史料Aから類推して、初倉庄の代官職についても、「東征伐」の「資糧」を確保するための手段として、教朝にとつても幕府にとつても必要とされたのではなからうか。この翌年すなわち長祿元年（一四五七）の五月から八月にかけての時期、新たな鎌倉公方として足利政知が伊豆の堀越に下向する⁽⁶⁾。その

際、教朝も政知に随行していたといわれている。

史料D

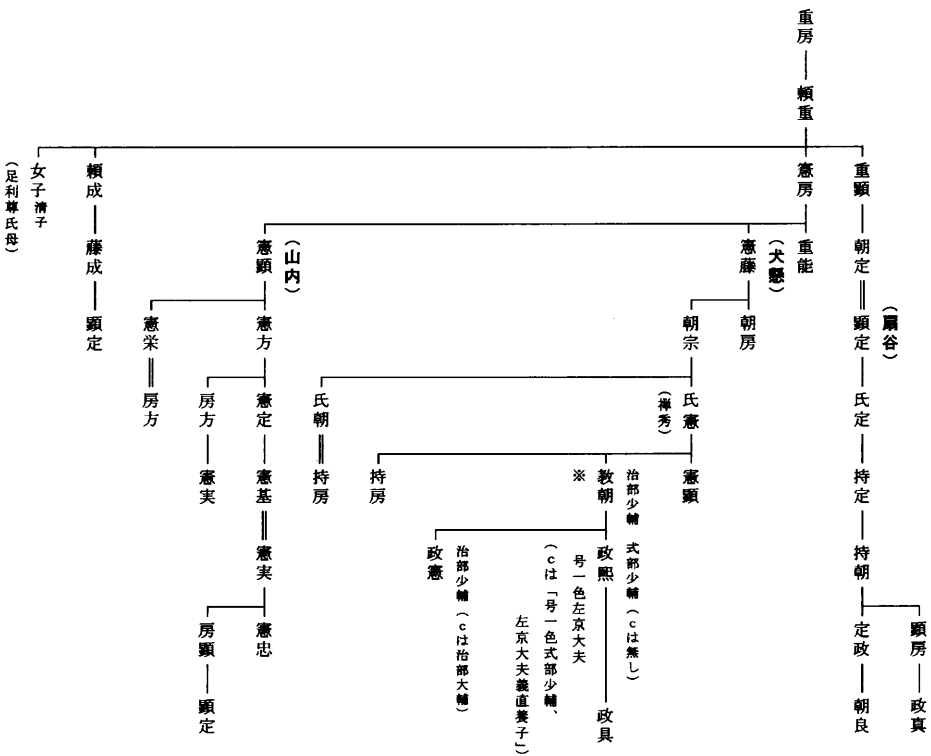
……京公方義政公の御連枝、天竜寺の僧にて御座を還俗し奉り、左兵衛督政智（知）と名つけ申、関東へ御下向有り、然とも鎌倉は猶成氏にしたかふ人々おほし、よの主君を備へ奉るへき事あやうしとて、上杉の分国伊豆の北条に御所作りをかりに定め、両上杉もかの御下知を仰き奉る故、禅秀の子治部少輔教朝を御供にて、伊豆の堀越に移り給へは、皆豆州様とも堀越の御所とも申奉る、……⁽¹⁷⁾

ここで、改めて上杉教朝という人物の確認を行なっておく。彼は関東管領などとして東国に大きな勢力を蓄えていた上杉氏の一族ではあったが、享徳の乱が起こっていた当時、関東に在住していた訳ではない。かつて関東で禅秀の乱（一四一六）を起こして滅亡した上杉氏憲（禅秀）の息子である。関係する人物の略系図を付すので、人名など適宜参照していただきたい。そのもととした「上杉系図」⁽¹⁸⁾には、教朝について「治部少輔」の尻付のほかに

史料E

母武田氏女、幼少時為常陸大掾養子、禅秀乱時、僧日峯推之赴京都為法師、因勝定院（足利義持）命還俗、依普光院殿（足利義教）命攻鎌倉、教朝兄持房同賜御旗、入鎌倉、又自北陸道至奥州攻（結城）氏朝、氏朝僕卒二十騎力戦、教朝遂討氏朝首献京都、其後伴関東（足利）政智、在豆州

上杉系図



① 『統詳書類従』(第六輯下) 卷第五百十三所収の「上杉系図」(aとする)・「上杉系図別本」(b)・卷第五百十四所収の「上杉系図」(c)・「上杉系図淺羽本」(d)の四本から作成。

② aとdが、※の部分に史料Eを注記している。

③ cは教朝を「教明」とするが、誤記と考え、ここでは載せない。cでは尻付も「治部少輔伊予守」となっている。

④ 〓の部分の養子関係。

⑤ () は松島註。

北条、依心中難決事有之、不図自害、五十四歳、法名常進、号大勝、

との経歴が記されている。ここにも見えるように、彼は父が乱によって敗死したのち、兄たちとともに誅罰を免れ、京都に上っていた。禅秀は鎌倉公方足利持氏と対立して挙兵したのであるから、持氏との対立を深めていた京都の幕府はむしろ彼らを後援し、活用する姿勢を示した。永享十年（一四三八）の永享の乱勃発に際して教朝は、幕府軍を率いる立場で関東に遠征している⁽¹⁹⁾。また、永享十二年からの結城合戦に際しても、再び関東へと出陣していた⁽²⁰⁾。この経歴でも、そうした足跡が多少は窺えるようになってくる。そうした家柄や前歴から、享徳の乱においても、新たな関東の公方の近臣として、再び「東征」を命じられることになったのであろう。「犬懸上杉教朝は、鎌倉公方（古河公方）家に背いて京都に亡命した関東武士を代表する」「教朝とその子政憲は、両（山内・扇谷：松島註）上杉氏を堀越公方に結び付ける役割を期待されていたのだろう」との家永遵嗣氏の指摘⁽²¹⁾は的確であると思われるが、またそれゆえに彼ら父子は厳しい局面に立たされることにもなるのである、それについては後述することになろう。

政知とともに関東に下向する前年の康正二年は、教朝にとつて関東下向の準備を進めるべき年であったと思われる。ただ、教朝や幕府にとつて、戦乱の関東の地で、古河公方成氏と対抗するための基盤を新たに得るのが困難であることは、想像する

に難くなかったのではないか。そのため、教朝が「資糧」を調達するための拠点をも、まだ幕府の威令が及ぶ東海地方の各地に設けることが必要とされたのであろう。そうした緊急的な措置として、幕府は自らの影響力を行使しやすい場所の権利を教朝に与えようとしたが、却つて領主側からの反発を招くことになったと考えられる。

以上の検討を踏まえると、史料Aにおける味岡庄での混乱についても、記事による事態の描き方とは異なる角度から照明を当てることが可能ではないか。この庄園は確かに万寿寺領であったが、康正二年段階になると、それ以外の関係者にも注目する必要がある。この年の「造内裏段銭并国役引付」⁽²²⁾を見ると、味岡庄については

・「嵯峨大雄寺領」の「尾州味岡庄段銭」が「五貫八十文」、
・「伊勢平三左衛門尉殿」の「尾州味岡段銭」が「一貫五百文」、
・「万寿寺領」の「尾州味岡新庄段銭」が「八貫二百六十文」、
・「伊勢彦左衛門尉殿」の「尾州味岡段銭」が「一貫五百文」、
と二者からの納入が記されており、幕府の中樞部にいる伊勢氏の一族が、まだ一部とはいえ、庄内に支配地を広げていたことが見て取れる。教朝が関東への途次で「資糧」の調達を図るための幕府からの援助は、初倉庄の場合のように各地でなされ、伊勢氏の影響力が期待できる味岡庄も、その対象地のひとつに選定されたのではないか。しかし味岡庄においても、庄園領主である万寿寺はこの措置に反発し、現地では教朝の行動を実力

で阻止しようとした。その経緯を、表面の部分だけで辿れば、史料Aの後半のような記述となるのである。ここでもまた、関東の兵乱に対応しようとした幕府と教朝の目論見は、見通しが甘く失敗に終わったことが示されている。史料Aと史料Bは、合わせ読むことによって、当時の幕府がとうとうとした対関東政策の一端を垣間見せてくれるように思われる。

上杉教朝の足跡が示す構図とは、幕府の後押しで古河公方成氏に対抗する勢力が東下しても、その政治的・軍事的実力の形成・維持については基本的に途次や現地での収奪(既得権益者からの奪取)に頼るしかないものであり、それが各地での混乱をもたらす、ということになる。筆者は前稿で堀越公方の奉行である布施為基が、寛正元年(一四六〇)から三年にかけて伊豆国で浄智寺領などを押領したと訴えられた事件を検討した⁽²³⁾。為基の押領行為とされる事柄の実態は、「就御陣押領」すなわち堀越公方を支えるための徴発であり、幕府も一旦は為基の行為と権益を認めようとしていた。しかし、寺院からの訴訟が重なってこの件が問題化すると、幕府は一転して為基を抑制する側にまわったのではないか、というのがそこで筆者の想定であった。小稿での教朝の事例と同様なものとして、時間的には少し後になるが、為基の事例を捉えることができるであろう。教朝や為基が表面上では「悪役」にされているこれらの顛末は、どちらも室町幕府が享徳の乱に対応しようとした時の構造的な問題の露呈というべき出来事なのであり、その意味で歴史は繰

り返されたのである。

二、一色政照とその所領

前章でみた事例は、「東征伐資糧」を得ようとするための教朝による東海地域での所領確保が、おそらく幕府からの支援があったにもかかわらず、頓挫していったというものである。当時、このような出来事がどれだけの土地で起こっていたのか、正確には分からないであろうが、残された史料から見えてくる限りでは、教朝(そして幕府)の思惑は成功しなかったということができそうである。

ただ、そうした結果とは別に、堀越公方政知を輔佐する一員として関東に下る教朝を、幕府が「東征伐資糧」確保のために支援していたという事実を認定することは、それ自体として重要な意味を持つのではなからうか。このような視角に立つと、一見無関係と思われる同時期の別の事例が、興味深いものに見えてくるからである。

史料F

(足利義政)
(花押)

越中国宮川莊事、所充行一色七郎政照也者、早守先例、可致沙汰之状如件、

長祿四年九月廿六日⁽²⁴⁾

この將軍足利義政御判教書が注目されるのは、一色政照が

教朝の実子であるからである。「上杉系図」では教朝の後継者となった政憲の兄の位置にその名が見え、「号一色左京大夫」もしくは「号一色式部少輔、左京大夫義直養子」との注記が付されている。一方、「一色丹羽系図」⁽²⁵⁾では丹後守護であった一色持範の子として「正照」の名前があるが、これは政憲の誤記であろう。『系図纂要』⁽²⁶⁾の一色家の系譜では、やはり持範の子として政憲が載せられている。持範の弟で三河守護をつとめ、將軍義教によって謀殺された一色義貫の子である義直とは、従兄弟同士となっているのである。この辺りは状況がやや錯綜しているが、検討を加えられた家永遵嗣氏は「左京大夫義直養子」という記述の方が可能性が高そうであるとされる⁽²⁷⁾。詳細は不明確な部分もあるが、教朝の子であった政憲が一色家の養子に入っていたことは首肯できるであろう。彼は、この長祿四年（一四六〇）に將軍義政（すなわち幕府）から所領を与えられたのであるが、注意したいのはその土地である。この越中国宮川庄は徳大寺家の所領であったが、かつて嘉吉三年（一四四三）から四年にかけて、次のような動きがあった。

越中国宮川庄事、可被渡付徳大寺家雜掌、於当年貢者、可被沙汰渡上杉治部少輔（教朝）代之由候也、仍執達如件、

嘉吉三

十二月廿七日

常守判

真妙判

神保備中守（国宗）殿⁽²⁸⁾
これは当時の管領であるとともに越中守護でもあった畠山持国の命を受けた奉行人が、守護代神保国宗にそれを伝える体裁のものであり、土地を徳大寺家の雜掌に渡す一方、当年分の年貢を上杉教朝に与えよというのである。次の史料Hとともに、実際の受取人は徳大寺家であったろう。これを受けとった徳大寺家側が神保に折衝した結果、

史料H

越中国宮川庄事、去月廿七日御奉書如此、任被仰下之旨、至下地者渡付徳大寺家雜掌、於去年々貢者可被渡付上杉治部少輔殿代者也、恐々謹言、

嘉吉四

正月六日

国宗判⁽²⁹⁾

と神保国宗による現地への指示が出される展開となった。おそらく越中にある神保の被官が充所であろう。これを獲得した徳大寺家の使者が現地に赴き、指示内容の実施を求めるといふ展開になったのではなからうか。このように考えると、当時の宮川庄は教朝側が実際に知行していたのであり、それに対してこの地を家領と主張する徳大寺家側が幕府に訴えたという構図を想定できる。幕府（すなわち管領としての畠山持国）は徳大寺家の主張を認めて守護としての対応を進める一方、教朝の得分についても配慮を見せている。詳細は不明であるが、教朝にとってもこの宮川庄について何らかの権利を主張できる根拠は

存したのであり、幕府もそれを無下には比定できなかつたのであろう。まったくの憶測であるが、あるいは时期的な近さから推して、史料Eにも見えるような永享の乱や結城合戦への出陣に関わる「東征伐資糧」を確保するための拠点として、幕府が教朝に与えていた、もしくは知行の実力行使を黙認していたとの可能性もあろうか。教朝自身は関東からのいわば「亡命者」であり、特にこの地に由緒を持っていたとも考えにくいからである。それが嘉吉の乱による幕府の弱体化もあり、徳大寺家側からの抗議に譲歩する形になったと推測すれば、話の筋は通りそうである。ただ、史料によって確認することはできないのであるが。

それから十数年を経て、その地が今度は政熙に充行われている。この頃の政熙の立場を見ていくと、長祿二年（一四五八）までには御部屋衆になっていたことが分かる。これは將軍義政の御前で宿直する役である⁽³⁰⁾。いわば將軍の近習の一員であった。彼は応仁の乱が起るまでこの役をつとめ、のち文明十一年（一四七九）には將軍義尚の申次となった⁽³¹⁾。また、史料Fの直前、長祿四年八月十五日には將軍義政から屋地を拝領している⁽³²⁾。史料Fのような「一色七郎政熙」というまだ官職を帯びていない名乗りをみると、ちょうどこの頃に彼は義政の側近として自立しはじめていたと思われる。その存在が幕府と堀越公方をつなぐ紐帯のひとつになることは、贅言するまでもないであろうし、むしろそれが期待されるからこそ、義政

も彼を身近に取り立てていったのではなからうか。それと同時に、かつて教朝が權益を有した地が、改めて実子に充行われたのである。

前章で見たように、教朝が政知とともに東下するに際して、「東征伐資糧」を必要としながらも、その調達が必ずしも円滑に進行しなかつたと思われる直後に、このような現象が見出せることに注意したい。端的にいえば、これは幕府による教朝への支援の一環ではなかつたのか。実子を將軍側近として取り立て、教朝のかつての「東征伐」であつた永享の乱などの頃の「所領」を再び給付する。いずれも、関東にいる教朝がその活動を進めることを幕府が後援する姿勢を示すことになるであろう。そしておそらく、幕府からのこうしたバックアップは、より大規模なものであつたと思われる。政熙ひいては教朝に与えられた所領は、宮川庄だけに止まらなかつた。

史料I

(足利義隆)
(花押)

丹後国丹波郷・近江国比良庄内山門領分預所職〔田中清賀跡〕・越中国宮川庄・越前国野田本郷・同郷内元興寺領分代官職〔千秋民部少輔入道淨祐跡〕等事、早任当知行之旨、一色式部少輔政具領掌不可有相違□(之) 状如件、

明応六年十一月六日⁽³³⁾

ここに見える一色政具は政熙の子である。この足利義澄御判御教書は明応六年（一四九七）段階での政具の所領五ヶ所につ

いて、当知行を認め他者の濫妨を禁じているものである。ここで確認できる政具の所領は、その家の相伝ではなく、一時期にまとめて父政熙のもとに集積されたものであった。宮川庄は前期のように長禄四年九月に政熙に充行われたものであったが、他の所領について史料Iの掲出順に見ていくと、

史料J

(足利義政)
(花押)

近江国比良庄預所職〔田中清賀跡〕事、所充行一色七郎政熙也、於有限山門公用者、嚴密致其沙汰、至下地者、早守先例、可令領知之状如件、

寛正元年十二月卅日⁽³⁴⁾

史料K

御判

越前国野田本郷〔千秋民部少輔入道浄祐跡〕事、所充行一色七郎政熙也者、早守先例、可致沙汰之状如件、

長禄四年四月二日⁽³⁵⁾

史料L

(足利義政)
(花押)

越前国野田郷内〔千秋民部少輔入道跡〕元興寺領分事、所充行一色七郎政熙也、早於公用者、任先例、可致執沙汰之状如件、

寛正二年九月十七日⁽³⁶⁾

以上の史料が確認できる。長禄四年(一四六〇)が改元(十

二月廿一日)されて寛正元年となっているから、前掲の史料Fとあわせて、五ヶ所のうち丹波郷⁽³⁷⁾以外の四ヶ所は、わずか一年半ほどの間に、義政から政熙につづけて与えられたことが分かる。これは単なる偶然では片付けられない話であろう。明らかに、義政ひいては幕府による政熙への意図的な所領集積の姿勢が窺える。教朝の東下に際して、東海地域では失敗に終わったらしい「東征伐資糧」獲得を援助するための拠点(さらには政熙が將軍側近として守護大名一色氏から自立し、教朝と幕府との間で窓口としての役割を果たすことができるような政治的経済的基盤)作りが、史料Fのように教朝と因縁のある場所や、史料JからLのように「跡」として幕府が進退しやすい場所や、集地的に進められたことが、これらの事例には示されているように。

なお、これらの所領が、將軍義政すなわち幕府によって進退されているのは確かであるが、それがいわゆる御料所であったためであるのかどうかは、筆者には判断しきれない。「国史大辞典」の「室町幕府御料所」の項⁽³⁸⁾の一覧表には、これらの土地はどれも掲載されていない。ただ、たとえば比良庄の預所職を帯びていたという田中清賀は、西佐々木同名中とよばれる近江国湖西地方の佐々木一族であると思われる、その拠点である田中郷は比良庄の北方に位置している。西島太郎氏は佐々木田中氏について検討を加えられ⁽³⁹⁾、寛正末年頃までには幕府政所執事である伊勢氏と、進物を贈る一方で御料所代官職への推挙を受けるような関係をつくっていたことを指摘された。少し時期

的には遡るが、田中清賀が「山門領分」とされる比良庄の預所職を帯びることができたのも、伊勢氏や幕府による山門との折衝を通してであった可能性は高いし、それゆえにこそ義政はこの所職を、自らの側近（そして東国政策の窓口）としての基盤を持たせようとした政熙に給付したのであろう。

あるいは越前の野田郷に関わる所職を帯びていたという千秋民部少輔入道浄祐は、熱田大宮司の一族で幕府の奉公衆となっていた千秋氏と見て間違いはないであろう。「永享以来御番帳」⁽⁴¹⁾では五番に「千秋民部少輔入道」の名が見え、「文安年中御番帳」⁽⁴²⁾では五番の在国衆に「千秋民部少輔」が見出せる。この「在国」が越前であることは、「長享元年九月十二日常德院殿様江州御動座當時在陣衆着到」⁽⁴²⁾の五番に「越前」と傍注を付して「千秋民部大輔政宗」の名前があることからほぼ確実である。この、越前に在国してその地に所職を有し、民部少輔もしくは大輔を名乗る一族の一人に浄祐を数えることは自然であり、定期的に見れば「永享以来御番帳」の千秋民部少輔入道に比定できる可能性も高い。以上から、奉公衆と推測してほぼ誤りないと思われる浄祐が帯びていた野田郷関係の所職は、幕府の御料所として捉えてもさほどの外れにはならないように思える。これもまた、義政が新たに政熙に与えようとしても不思議ではない所領であろう。政熙はこれらを基盤として、義政の側近として東国の実父教朝を援助する立場をつくっていったといえよう。

なお、このように義政によって充行われた政熙の諸領は、しかし必ずしも安定した支配を維持できなかったようである。次の政具の代、明応二年（一四九三）になると、それが露わになってくる。

史料M

山門領近江国比良庄預所職・越前国野田郷・同国衙年貢并当郷内元興寺領分等事、早退押領之族、可被全領知之由、所被仰下也、仍執達如件、

明応二年十二月廿八日

筑前守（花押影）
前信濃守（花押影）

一色兵部少輔（政具）殿⁽⁴³⁾

比良庄や野田郷など、義政が集中して政熙に与えた地が、いずれも「押領之族」によって知行できなくなっている状況が窺える。このうち比良庄については、同日付で同じ幕府奉行人連署によって「山門使節御中」に送られている奉行人奉書があり、「（政具）当知行之処、田中清賀動押妨云々、太不可然」と述べている⁽⁴⁴⁾。どうやら延暦寺側は田中清賀と組んで政具の当知行を潰そうとしていたようであり、政具の訴えを受けて幕府が制止にはいったものである。ここからは、史料Jで見た「田中清賀跡」という現象が、幕府による田中清賀の排除によって成り立っていたのであり、当の清賀はなお健在で、一色側からの所領の奪還を意図し行動していたことが窺える。それだけ義政と幕府が、寛正元年の段階で、無理にでも政熙に所領を充行お

うとしたことを見てとれよう。野田郷についても、同様に奉公衆である千秋氏によって政具の知行が揺さぶられていたのではない。さらに、史料Mには見えないが、丹波郷についても、同日付で同じ奉行人により、連署奉書が「(丹後国) 守護代」に送られており、「一色兵部少輔政具申丹後国丹波郷事、被返付訖、早可被沙汰付下地於政具代之由、所被仰下也」と記されている⁽⁴⁵⁾。丹後守護である一色義直・義秀の側では、政具の丹波郷知行に抵抗しつづけていた様子が伝わってこよう。これらの問題は、時期的にみて、同年四月の明応の政変による幕府の混乱とそれにつけ込んだ現地勢力の巻き返しであった可能性もあるが、それでも義政による政熙への充行いが、そもそも現地力の関係や人間関係の上ではかなりの無理を重ねたものであったことは、指摘してもよいであろう。逆にいえば、それだけ長祿四年から寛正二年頃の義政と幕府にとって、教朝・政熙父子を支援することが、重要かつ喫緊の課題であったということである。

「上杉系図」に政熙の弟(すなわち教朝の息子)として掲載されている上杉政憲は、後述するように寛正二年(一四六一)に関東に下向している。家永遵嗣氏は、ほぼ同時期に現出する政憲の下向と政熙の義政側近への登用に関連性を見出されていた⁽⁴⁶⁾。その理解の方向性は基本的に首肯されるべきものである。ただ、政憲の東下には、父教朝の後継者として幕府から急遽送り込まれたという一面があった。そうであれば、政憲以前

から既に、教朝の東下と関東での活動もまた、京都における政熙の登用と関連していたと見なすことが可能である。

政熙のもとに集積された所領の性格をこのように理解することができるのであれば、堀越公方の東下という幕府の東国政策は、前稿でみた関東や前章での東海の事例以外にも、より広範囲にその波動を及ぼしていたことになる。その結果、現地で既得権益を有する勢力は、自らの権益を否定され接収されるという負の影響を蒙ったのである。堀越公方という新しい権力体を創出・派遣し(現地へのしわ寄せによってその実体化を進めようとし)た幕府の政策と、各地の諸勢力との摩擦という山田邦明氏の描かれた構図⁽⁴⁷⁾は、おそらく東国の枠を越えて見出すことができるようにも思われる。

このように幕府は、失敗の事例も含め、さまざまな試行錯誤によって教朝へのバックアップを模索していたと思われる。しかし、それは教朝が、幕府の関東政策遂行の上で必要な役割を果たすことを期待されていたからに他ならないであろう。それは教朝にとって、相当の重荷となっていたのではなからうか。おそらくそのためもあって、寛正二年、教朝は突然歴史の舞台から退場していくことになる。

三、教朝の死と上杉政憲

史料Eでは、教朝が「依心中難決事有之、不図自害」したとい

う。年齢は五十四歳であったと記されるが、自害の時期がいつであったかは明示されていない。「上杉長尾系図」には「教朝修理亮治部大輔、寛正二年辛巳疫死」とあり⁽⁴⁸⁾、これに従えば寛正二年（一四六一）が教朝の没年であった。ただし、ここでは「疫死」とあって、「自害」とはされていない。一方、教朝の子である上杉政憲が、寛正二年十月に関東に下向していたことが、以下の史料から確認できる。

史料N

政憲令下向候、諸篇被加諷諭候者、可為本意之状如件、

十月廿三日

左馬頭（足利政知）殿

史料O

上榎四郎令下向候、毎事加諷諭、扶助候者、可為本意候也、

同日

右京（兵衛カ）佐（洪川義鏡）殿 洪川殿御事、

史料P

政憲令下向候、諸事無等閑、扶助候者、可為本意也、

十月廿三日

御判

上榎兵部少輔（房頭）殿

上榎民部大輔（房定）殿

上榎修理大夫入道（持朝）とのへ

これらはいずれも、「御内書案」⁽⁴⁹⁾の寛正二年分に載せられたものである。堀越公方政知、彼を支える洪川義鏡、さらに山

内・扇谷の両上杉（房頭・持朝）と越後守護家（房定）という、関東における幕府方のトップに位置する面々に、義政がわざわざ政憲の下向を伝え、その受け入れと協力を命じている。まさにこの時期に、政憲が堀越公方のもとへと赴いてきたのである。彼がわざわざ関東に下ってきたのは父の跡を継ぐためであったとすれば、教朝の自害は寛正二年であったとみるのが自然である。このように、教朝の没年に関して寛正二年であることを直接間接に示す史料がいくつも見出されるのであり、筆者もそれに異論はない。なお、史料Aはこれ以後に教朝の逝去の情報を得た万寿寺の関係者が、それを遡って康正二年の味岡庄の紛争と結びつけ、冥罰応報により教朝が自殺したとの話に仕立てたものである。そのような操作がなされたのは、やはり教朝の死が自然死ではなく、自害であったとの衝撃によっているのではなからうか。

政憲の下向に際して、義政がこのような御内書を関東の有力者に送る配慮を示していたのは、それだけ政憲と彼らとの関係が、融和的に機能するかどうか懸念されたためと思われる。なぜ、京都の義政や幕府はこのような対応をとる必要があったのか。それは政憲が継承しなければならなかった父教朝の立場につながる問題であろう。換言すれば、教朝はなぜ、寛正二年に自害しなければならなかったのかということである。

「今川記」では、

史料Q

伊豆の御所氏満（政知）公に御子二人御座、一男ハ茶々丸殿と申て十五歳に成給ふ先腹の若君也、御弟ハ十二歳にて当腹の御子也、然に御台所御ま、子茶々丸殿をにくみ、何とそ二男の我が御子に御家督をつかせ奉らんとていろく譏言を被成て、茶々丸殿を御氣のちかハせ給ふとて籠を作り入申されしを、ちかくめしつかはれし人々、上杉治部少輔に此よし申けるに、上杉（治部少輔教朝）色々御所へ御意見申けれども御用なかりしかハ、治部少輔ハいさめかねて自害して失にけり、⁽⁵⁰⁾

という記述がある。足利政知が長子茶々丸を家督から外そうとした堀越公方家の御家騒動への心労から「上杉（治部少輔教朝）」が自害したというのであるが、これは教朝の最期に関わる記事としては時期が違いすぎる。政知の晩年から生じた茶々丸と異母弟の潤童子の家督争いが、政知の没後に潤童子とその生母の殺害という形で暴発するのは、延徳二年（一四九〇）のことである⁽⁵¹⁾。その意味でこれは信頼出来ない記事であるが、⁽⁵²⁾ 时期的には教朝ではなく政憲に関わる記事として読み替えることが可能であろう。この点は最後に触れることにしたい。

教朝が自害に追い込まれた理由として、これまでの研究を見てくると、おおよそ二つの可能性が示されてきたと思う。ひとつは、湯山学氏が、教朝は関東での犬懸上杉氏の本領回復の困難さに直面していたと想定されたことである⁽⁵²⁾。一方、家永遼嗣氏はこの時期に堀越公方や関東上杉氏などの間に広がって

た「深刻な対立」の存在と、教朝の自害との関わりに着目された⁽⁵³⁾。湯山氏の指摘されるような、関東における京方勢力の所領・権益確保が困難な状況にあり、またそれゆえにこそ関東諸勢力との摩擦が生じていた側面は、筆者にとつても前稿で言及したことであり、勿論留意しなければならないと思う。同時に、筆者は家永氏の理解が、鋭く当時の関東の情勢を衝いていると考える。家永氏は教朝の自害を、翌寛正三年に顕在化する扇谷上杉持朝に関わつての「雑説」と関連づけて捉えられた。この「雑説」とは、持朝が成氏と通じているとの風聞であろう⁽⁵⁴⁾。これに対して京都の義政は持朝を保護する姿勢を示し、事態の沈静化を働きかけ、特に堀越公方側に自制を求めている。おそらく、堀越公方側の一部と扇谷上杉氏との対立があり、持朝失脚をねらう策謀などからこうした紛糾が生じたものと考えられている⁽⁵⁵⁾。

この問題に、教朝さらには後継者となった政憲が、義政の意向に沿う形で関与していた（逆に言えば、堀越公方側の内部では孤立していた可能性が高い）と筆者は考えている。それは次の史料からの推論である。

史料 R

先度雑説事被仰遣之処、無其儀之間、注進誠神妙也、御太刀一腰⁽⁵⁶⁾入⁽⁵⁷⁾馬一疋⁽⁵⁸⁾栗毛⁽⁵⁹⁾到来候畢、悦喜候也、

十一月九日

上樞治部少輔とのへ（修理大夫入道（持朝）息五

郎事也、是ハ未定二而不書
上之」

これも「御内書案」の寛正三年分に記載している一通である。

ここで考えるべきポイントは、これが誰に充てられた御内書であつたかという点であろう。すなわち「上杉治部少輔」とは誰か、ということである。持朝の息子であるとの、割書で付された注記があるが、これに依拠してよいのかどうかは検証が必要である。「上杉系図」からは、これに該当する人物を見出し難い。敢えて誰かを挙げるとすれば、定正の可能性があるというくらいのところではないか。定正の養子となつた朝良が、「上杉系図」では「五郎治部少輔」とされるからである。しかし、定正本人にはそうした尻付は無く、かなり苦しい想定と言わざるを得ないであろう。これについて、筆者は黒田基樹氏が示された鋭い洞察に賛同する⁽⁵⁶⁾。この注記は誤りで、充名の「上杉治部少輔」は政憲に比定される、との説である。史料編の注という性格上、詳しい考証の過程は記されていないが、筆者はこの見解に従う。筆者がそのように判断する理由は、以下の通りである。まず、「御内書案」の文正元年（一四六六）分から二通を引く。

史料S

去年以来、上相治部少輔同心進陣之旨、被聞食之条、誠以
神妙候、弥可被励戦忠也、

六月三日

史料T

去年以来、同名治部少輔同心進陣之旨、被聞食之条、尤以
神妙候、弥可抽軍功也、

同日

上相讚岐守（憲能）殿

同四郎（顕定カ）とのへ

同弥四郎（藤憲）とのへ

ここに見える上杉治部少輔は誰に比定できるのであろうか。扇谷上杉政真とする見方もある⁽⁵⁸⁾が、これについては湯山氏の見解が説得力を持つと、筆者は思う。湯山氏はこれを政憲に比定される⁽⁵⁹⁾。卓見というべきであろう。その際に湯山氏が

史料U

十二日丙戌、天晴、例日、

上杉四郎（顕定）注進 申次（伊勢）貞興

態令啓候、抑今度自五十子勢仕御敵数輩令降参候、目
出候、仍政憲事、此刻可令出陣之由、豆州様（足利政
知）被仰出之間、去月十九日、越宮根山相州扣馬候、恐
近日武州江可進発御旗候、此趣自然可預御心得候、恐
々、

七月六日

との「親元日記」寛正六年（一四六五）十月十二日条の記事

を引用されていることは、氏の説の正しさを証するものである。翌文正元年の段階に立って見れば、正しく「去年以来」政憲が関東で「進陣」めていたことになる。この上杉治部少輔は政憲とみてよい。

こうした理解が成り立つのであれば、遡って寛正三年段階での上杉治部少輔も、比定の根拠が不明確な他者ではなく、政憲に比定することが自然である。以上から、筆者は史料Rが義政から政憲に充てられた御内書であると考えられる。

その史料Rの内容を見ると、扇谷上杉持朝と対立する堀越公方側にあつて、政憲が持朝を擁護する報告を幕府に送つていたことが記され、それを義政が賞していることが分かる。こうした褒賞の御内書がわざわざ政憲だけに充てられているのは、彼が持朝を失脚させようとする他の堀越公方関係者とは異なつた立場で動いていたことを示唆している。政憲の立場は、上杉一族ということもあり、京から下つてきた堀越公方関係者と関東で勢力を築いている上杉氏との接点にあつたと思われる。それは場合によっては、政憲が属している堀越公方側の内部で、他の有力者と摩擦を生ずる立場でもあつたといえよう。

実際、史料S・Tを見ると、今川範満など東海地域から堀越公方の下に参集してきた、いわば関東側からみれば外来の軍勢と、関東に根付いた上杉氏の軍事力が協働して、古河公方に対する軍事行動を行なうに際して、政憲がその接点となり、全体を統合する扇の要の位置にいたことが推測される。以上を踏ま

えれば、「堀越公方政知が」伊豆の北条堀越といふ所に、仮に屋形を立、伊豆国を知行せらる、先為名代、上杉政憲宮根を越て、武州・相州・上州の一揆を下知して、(山内上杉)房顕に力を合せらる」との「鎌倉大草子」⁽⁶⁰⁾の記事は、おそらく教朝と政憲を入れ違えていると思われるものの、全体としては史料S・Tが語るところと一致し、この父子が置かれていた立場をよく示すものと評価することができるであろう。政憲の前任であつた教朝も、堀越公方内部で同様な立場にあつたとすれば、それは正しく関東上杉氏との間で板挟みになる可能性を蔵していたことになる。堀越公方側(の少なくとも一部)が扇谷上杉持朝と衝突していけば、その可能性が現実のものとなつて教朝を追い込んだであろうとの想定は、かなり高い蓋然性を持ち得ると思う。なお、前掲の「上杉長尾系図」には「疫死」との記述があり、教朝が病身であつたことも想像される。あるいはこれらの煩悶が重なつて、突発的に自害したものであろうか。

ここで振り返ってみると、筆者が前稿で描いた堀越公方像は以下のようなものであつた。政知を戴く堀越公方の有力者や奉行人たちが、幕府の意向を受けて新たに関東での活動を展開すると、それが現地で形成されている既成の秩序と衝突し、摩擦を起す。幕府はそれを沈静化しようとすることになり、結果だけを見ると、あたかも堀越公方側が幕府の意向に逆らひ暴走しているような歴史像がつくられてしまう。これは堀越公方全体が帯びざるを得なかつた悲劇性(もしくは喜劇性)であつた。

ただ、そうした全体性を持ちながらも、一方では、堀越公方側の内部で、山内・扇谷上杉氏に代表される関東の既成秩序とどのような関係をつくり、相互の利害を調整していくのか、有力者の間での落差も存したのではないか。小稿で見てきた教朝・政憲父子は、上杉一族という立場からも、山内・扇谷の両上杉氏との調整をより重視しており、またその面での活動を京都からも期待されていたように思われる。そうであるからこそ、それゆえのしわ寄せを、教朝はその身に最も強く受けざるを得なかつたともいえよう。

前稿で触れた布施為基は、幕府と堀越公方に両属する奉行人としての活動をつづけながらも、そうした堀越公方側の一員としての困難さを背負い、時には既成秩序の側から煙たがられ、訴えられることもあった。一方、教朝は幕府からの期待をうけ、堀越公方内部でも政知の「名代」ともいわれるような有力な地位にあったと思われるが、あるいはそれゆえにか、早々に時代からの退場へと追い込まれた。やや軽重の差はあるかもしれないが、前稿と小稿をあわせて見れば、彼らはそれぞれの立場から、堀越公方体制の矛盾を体現する存在であつたともいえようか。

むすび

以後の政憲の足跡を辿って、むすびに代えたい。

史料V

去程に駿河国（今川）義忠討死被成、其跡大に乱れ、合戦
数度におよひし事、関東に聞えけれハ、伊豆の御所（足利
政知）より上杉治部少輔政憲を大将として三百余騎にて馳
向ふ、上杉扇谷修理大夫（持朝）殿より代官として太田左
衛門大夫（資長）三百余騎にて馳登り、両陣狐か崎八幡山
に陣とりて、駿河衆の両陣へ使を以申送けるハ、抑今度豆
州様・扇谷殿より我々罷向ひし意趣ハ、今川殿御討死之跡
御息幼少にて、上をかるんし各々私の戦闘何事そや、何方
にても候へ、今川殿へ逆心あらん方に向ひ一矢仕り候へと
の上命をふくみ罷り向ひ候、定て一方ハ御敵なるへし、御
返答次第に一合戦可仕と委細申送りけれハ、両陣ながら陳
答にをよハすしらけて陣を引たりけり、……

「今川記」の一節である⁽⁶¹⁾。今川義忠没後、今川家内部で起こつた後継者争いの混乱を鎮めるため、政憲が駿河入りしたという。周知のように義忠が遠江の塩買坂で戦没した時期には諸説があり、この「今川記」は「文明七年の春」としている。しかし、「和漢合符」⁽⁶²⁾や「妙法寺記」⁽⁶³⁾などの史料が文明八年としていることもあってか、「静岡県史 資料編六 中世二」などは文明八年のこととして、網文をたてている。いずれにせよ、堀越公方側が今川氏の紛争を調停するために送り込んだ人物として、政憲が描かれているのである。史料Sにみえるように、今川氏の戦力と関東の上杉勢力を結ぶ位置に立っていた政憲で

あれば、今川家中に対しても重石となることができたのではなからうか。なお、この今川氏の内紛については、扇谷上杉氏から派遣され、政憲とともに駿河入りした太田資長（道灌）自身、のちに「翌年三月、道灌者向駿州、今河新五郎（範満）殿為合力、相州へ罷立、六月足柄二越、九月末為如本意、豆州北条江致参上」と述べており、政憲と道灌は協働して範満に実権を握らせたものであろう。範満はのちに今川氏親の對抗相手として伊勢宗瑞のために討たれる者であり、そのためもあってか、「今川記」はその存在をほかに、あたかも氏親が堀越公方や上杉氏から認められた者であるかのように、その正統性を強調して描いている。

このように、政憲は関東から東海の広い範囲に影響力を持つ存在であった。さらに、もともとは京都から東下した者であり、実兄の一色政熙は將軍に近侍していたのであるから、幕府とも太いパイプを持つ立場であるといえよう。史料N・O・Pなどは、そうした彼に対する幕府の期待をよく伝えている。そうであるからこそ、

史料W

御合体事、就被成自 古河様（足利成氏） 御書候、長尾右衛門尉（景春）捧注進候之間、令啓入候、年来無御余儀趣、大徳寺（長老以浩）参洛之刻、被仰上候歎、重而以御書御懇望之上者、無相違様御申御沙汰、乍恐可然令存候、委細定長尾可令啓上候、恐々謹言、

三月廿日

治部少輔政憲判

謹上 細川（政元）殿⁽⁶⁵⁾

などの政憲の活動も可能となる。これは文明十二年（一四八〇）に比定される彼の書状である。充先は細川政元であり、当時はまだ十五歳にすぎなかったが、将来は管領をつとめることになる細川氏の当主であり、京都の幕府に働きかけを行なう際の窓口として、象徴的な存在になり得たのであろう。内容は所謂「都鄙合体」に関するものである。政憲のこうした活動については、勝守すみ氏⁽⁶⁶⁾、湯山学氏⁽⁶⁷⁾によって指摘されている。このような関東と京都の間で存在感を示す政憲の立場は、おそらく父教朝から継承されたものであろう。彼らの存在は、堀越公方にとっても東国全体にとっても大きかったのである。

そんな政憲であったが、その最期については不鮮明な点がある。前掲の史料Qは「今川記」の一節である。既に述べたように、時期からみて、この記事の内容を、政憲の最期に関わるものとしてどれだけ信頼してよいのかどうかは、判断に迷うところでもある。あるいは時期が異なる教朝の自害と堀越公方の御家騒動を、誤ってつなげてしまったか、意図的に「創作」したかという可能性も排除しきれないからである。ただ、政憲の最期については他に拠るべき材料はない。すなわち史料Qの「教朝」を「政憲」に読みかえ、政憲の最期を伝える記事として理解することを積極的に否定すべき根拠も存しないのである。従

つて、この記事を堀越公方をめぐる当時の動向と政憲の關係を捉えるために活用しようとする立場もあり得るし、それによつて見えてくる展開も存すると思う。そうした視角からの成果としては、家永遵嗣氏の見解が挙げられよう。家永氏によれば、政知は「都鄙合体」によつて関東に対する支配者としての地位から転落するという苦汁を嘗めていた。やがて彼は細川政元と提携し、長嫡子清見（のち、細川政元によつて明応の政変で擁立された十二代将軍義澄）を京都の将軍に、それと同腹の潤童子を鎌倉公方に据えることによつて、幕府の東国政策を再編し、古河公方征討の実現を図ろうとしたという。その計画の障害になる者として排除された一人が、政憲であつたことになる⁽⁶⁴⁾。この見方は、当時の幕府と関東の状勢を踏まえたものとして、かなりの説得力を有すると思う。もしこれに従うとすれば、教朝・政憲の父子は、どちらも堀越公方を取り巻く諸勢力の対立と困惑による圧力に苛まれ、自害に追い込まれたことになる。異様というしかない光景であろう。しかし、そうであるからこそ、この父子の姿は、幕府や関東・東海の諸勢力によつて揉みしだかれ、既存の体制の維持と新しい地域秩序の形成の狭間で足掻きつづけた堀越公方の実態を、最も端的に象徴するものとなるのかもしれない。

注

(1) 峰岸氏「東国における十五世紀後半の内乱の意義」(『地方史研究』六六、一九六三年。のち、同氏「中世の東国」(一九八九年、東京大学出版会)に収載)。

(2) 百瀬氏「鎌倉府の没落」(『神奈川県史 通史編一 原始・古代・中世』一九八一年、神奈川県) 第三編第三章 第四節)。

(3) 山田氏「享徳の乱と鶴岡社」(『戦国史研究』一七、一九八九年。のち、同氏「鎌倉府と関東」(一九九五年、校倉書房)に収載(「享徳の乱と鶴岡八幡宮」と改題))。

(4) 家永氏「室町幕府將軍権力の研究」(一九九五年、東京大学日本史学研究室) 第二部「応仁・文明の乱前後の東国問題と將軍権力」。「堀越公方足利政知」(『静岡県史 通史編二 中世』一九九七年、静岡県。以下、「静」とする) 第二編第三章第六節)。

(5) 応仁・文明の乱や明応の政変のあと、中央の抗争が各国の在地の動向と連動するとの構図は、石田晴男氏「室町幕府・守護・国人体制と「一揆」」(『歴史学研究』五八六、一九八八年)においても強調されていた。より具体的な事例に即して、そうした視角を意識的に設定した研究としては、たとえば新行紀一氏が永正三年(一五〇六)の今川氏親・伊勢宗瑞による三河進攻を事実として確定させ、それを明応の政変後の足利將軍家の分裂と連関させて位置づける構図を提示されたことが挙げられよう(同氏「岡崎と安城の松平家」

『新編岡崎市史 中世 二』（一九八九年、岡崎市）第三章第一節）。享徳の乱の段階でこうした視角から本格的な検討を行なったことは、家永氏の卓見である。

(6) 拙稿「堀越公方と室町幕府」（『日本文化論叢』一八、二〇一〇年）。

(7) 湯山氏「禅秀の乱後の大懸上杉氏―宝積寺領駒岡村をめぐって―」（『郷土よこはま』一〇五、一九八七年。のち同氏「湯山学中世史論集― 関東上杉氏の研究」（二〇〇九年、岩田書院）に収載）。

(8) 『愛知県史 資料編九 中世二』（二〇〇五年、愛知県）所収史料一九八七号（以下、愛二一九八七のように略記）。
(9) 『愛知県史 資料編七 古代二』（二〇〇九年、愛知県）所収史料五四八号。

(10) 『静岡県史 資料編六 中世二』（一九九二年、静岡県）所収史料三二四六号（以下、静二二二四六のように略記）。

(11) 永村眞氏「初倉荘」（『静』第二編第四章第五節）。

(12) 静二二二二二。

(13) 勿論、そうした事例も皆無ではないが、ごく少数といわざるを得ないであろう。「室町幕府文書集成 奉行人奉書 篇 上」（今谷明・高橋康夫氏編、一九八六年、思文閣出版。以下「文書」とする）によって応仁・文明の乱以前の状況を見ると、史料の残存事情にもよろうが、史料Cを初見として、こうした内容の奉行人奉書は数例しか見出せない。

い。たとえば康正二年（一四五六）に「東寺造管料関事」について領主に従おうとしない「江州堅田庄住人中」へ充てられた奉行人奉書（同書四六二号。以下「文書」四六二のように略記）、長禄三年（一四五九）に「理証院領大和國中鳥見庄」における「年貢諸公事以下」の違乱について「当所名主沙汰人中」へ充てられた奉行人奉書（「文書」五五九）などである。なお、「文書」五二九・五三〇、五七〇、六四六の事例などは、いずれも「当所名主沙汰人中」へと充てられたものであるが、内容は越前国に関わるものであり、長禄年間の斯波氏の内紛による戦乱がもたらした庄園支配の動揺を背景として、幕府からの梃子入れが行なわれた特殊な事例と考えられる。

(14) 静二二二二三。

(15) 静二二二三八。

(16) 百瀬氏前掲論文（注二）。

(17) 「今川記」（『改定史籍集覧』第十三冊、静二二二三八。以下、「静岡県史」に採られている場合には、そちらの史料番号を付す）。「鎌倉大草子」（『群書類従』第二十輯、静二二二二八七。同前）はこの人物を上杉政憲とするが、史料Bから見ても、この治部少輔は教朝でよいであろう。

(18) 『統群書類従』第六輯下には、別本などを含め四本の「上杉系図」が載せられている。そのいずれにも教朝の名は見えないが、一本では「教明」と誤記される。すべて「治部少

輔」との尻付があるが、経歴を記すのは二本だけで、文面は同一である。

(19) 「今川記」。静二―一九五五。

(20) 同前。

(21) 家永氏前掲(注四)「堀越公方足利政知」。

(22) 愛二―一九七六。

(23) 前掲拙稿(注六)。

(24) 「富山県史 史料編Ⅱ 中世」(一九七五年、富山県)所収史料七六二号(以下、富一七六二のように略記)。

(25) 「統群書類従」第五輯上。

(26) 新版(活字本)第十一冊上(一九九三年、名著出版)一三六頁。

(27) 家永氏前掲(注四)「室町幕府將軍権力の研究」三四〇頁。

(28) 富一七〇二。

(29) 富一七〇五。

(30) 「長祿二年以来申次記」(「群書類従」第二十二輯)。

(31) 同前。

(32) 「長祿四年記」(設楽薫氏「室町幕府評定衆撰津之親の日記「長祿四年記」の研究」[「東京大学史料編纂所紀要」三、一九九二年]に紹介されている)。

(33) 「国立国会図書館所蔵貴重書解題 第四卷 古文書の部 第一」(一九七二年、国立国会図書館)所収史料五号(以

下「国会」五のように略記)。「福井県史 資料編二 中世」(一九八六年、福井県)所収史料「東京都・国立国会図書館所蔵文書・青山文庫文書」三号(以下、福一三のように略記)。

(34) 「国会」三。

(35) 「後鑑」寛正元年四月二日条。

(36) 「国会」四、福一。

(37) 丹波郷については

丹後国丹波郷事、任奉書之旨、可被沙汰付下地於一色兵部少輔政具代之由、被仰出候也、仍執達如件、

長字三

七月十一日

数秀^(松)(花押影)
頼亮^(松)(花押影)

守護代

との史料(「文書」一五七八)を見出すことができる。おそらく長享三年(一四八九)当時の將軍であった足利義材が、丹後守護であった一色義直・義秀父子に対して、政具への所領分与を求めたものであろうか。そのように考えることができるのであれば、政具が父政熙から受け継いだ所領は史料F・J・K・Lに見える四ヶ所であり、それはすべて短期間に、まったく新しい幕府からの給分として、政熙のもとに集積されていたことになる。

(38) 第十三卷。桑山浩然氏執筆。

(39) 西島氏「近江国湖西の在地領主と室町幕府」(『年報中世史研究』二八、二〇〇三年。のち、同氏「戦国期室町幕府と在地領主」(二〇〇六年、八木書店)に収載)、「佐々木田中氏の広域支配とその活動」(同氏「戦国期室地幕府と在地領主」所収)。

(40) 『群書類従』第二十九輯。

(41) 同前。

(42) 同前。『後鑑』長享元年九月十二日条。

(43) 『文書』一九三五。

(44) 『文書』一九三八。

(45) 『文書』一九三七。

(46) 家永氏前掲(注四)『室町幕府將軍権力の研究』三四一頁。

(47) 山田氏前掲論文(注三)。

(48) 『越佐史料 卷三』(一九七一年、名著出版)一一四頁。

(49) 『続群書類従』第二十三輯下。

(50) 『静岡県史 資料編七 中世三』(一九九四年、静岡県所収史料一八八号)。

(51) 家永氏はこの出来事を、政知と細川政元が手を結んで、幕府の東国政策を古河公方打倒のために再構築しようとしたとの見通しと関連させて捉えられた。前掲(注四)「堀越公方足利政知」。

(52) 湯山氏前掲論文(注七)。

(53) 家永氏前掲(注四)『室町幕府將軍権力の研究』二五七頁。

(54) この「雑説」については以下のような足利義政の御内書などが史料として挙げられる。

就道朝(持朝)事、雑説子細候歎、被驚思食候、代々忠節者候、……定不可有疎略候哉、能々可被申含候、於彼分領以下者、無相違可令下知給之状如件、

三月六日

御判

左馬頭(足利政知)殿

「御内書案」の寛正三年(一四六二)分に載せられたものである。同日付の御内書で、義政は持朝を慰留し、越後の房定にも持朝のために事態の收拾を求めている。

(55) 百瀬氏前掲論文(注二)。

(56) 『北区史 資料編 古代中世二』(一九九四年、東京都北区)一七五号史料の注。黒田氏執筆。

(57) 充名になっている二人のうち、今川新五郎は範満とみて間違いはない。「今川家譜」(静二―二六三六)では文明七、八年頃に今川義忠が戦死したあと、今川家で起こった内紛につき、「御名代二範満ヲ立可被申候由、一門ノ面々・普代ノ家臣共、数多望事有之、則今川新五郎範満屋形ニ移ラル、」と記す。もう一人の吉良三郎はこれまでの比定が必ずしも一定していない。関東での活動であり、世田谷吉良氏とする見解(家永氏前掲(注四)『室町幕府將軍権

力の研究』三三八頁)がある一方、三河の吉良氏とする見方もある(湯山氏前掲論文(注七))。

(58) 家永氏前掲(注四)「室町幕府將軍権力の研究」三三八頁。

(59) 湯山氏前掲論文(注七)。

(60) 『群書類従』第二十輯。

(61) 静一一二六三五。

(62) 静一一二六二八。

(63) 静一一二六二九。

(64) 『新編埼玉県史』資料編五 中世一 古文書一(一九八二年、埼玉県)一〇〇三号史料。

(65) 黒田基樹氏編『中世関東武士の研究 第一卷 長尾景春』

(二〇一〇年、戎光祥出版) 第三部「長尾景春関係史料」一八号。

(66) 勝守氏『長尾氏の研究』(一九七八年、名著出版) 一二三頁。

(67) 湯山氏前掲論文(注七)。

(68) 家永氏前掲(注四)「堀越公方足利政知」。